



令和8年度

不登校児童・生徒、高校中退者等のための



不登校相談会 進路情報説明会



資料1

神奈川県学校・フリースクール等連携協議会

はじめに

皆さんがこれから進んでいく道(進路)には、いろいろな道(進路)があります。そして、そこにはいろいろな可能性が待っています。

この道(進路)の選択に当たっては、今までを振り返り、多くの情報を集め、あなたがこれから生き生きとした生活が送れるように、あなたの意志で、あなた自身にあった目標を決める事が大切です。

今日の不登校相談会・進路情報説明会は、進路選択という分かれ道に立ち止まり、どんな目標を立てようか、どの方向に進んでいこうか迷い、とまどっている、そんな皆さんに少しでも役に立てば、ということで開きました。

今日一日をとおして、皆さんが一つでも多く、手がかりとなる情報を持って帰っていただければ幸いです。

また、日ごろ、学校に行きたくても行くことのできない児童・生徒の皆さんやその保護者の方のために、個別相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

神奈川県学校・フリースクール等連携協議会
神奈川県教育委員会

目次

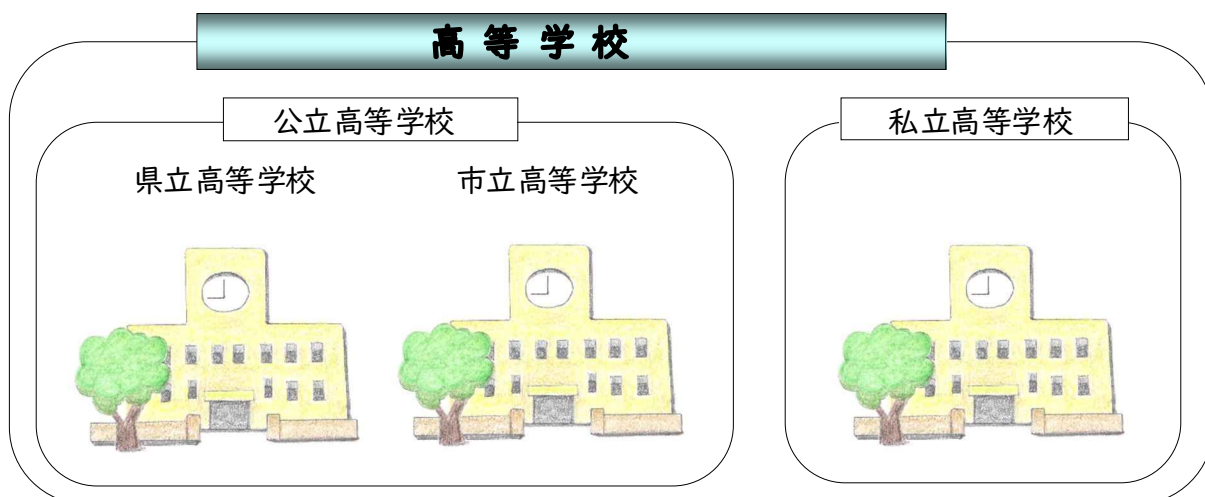
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 高等学校の種類と学習内容・・・・・・・・	2
2 神奈川県公立高等学校入学者選抜の概要・・・・・・・・	9
3 県内私立高等学校入学者選抜の概要・・・・・・・・	17
4 専修学校・各種学校などの概要・・・・・・・・	19
5 サポート校・技能連携校の概要・・・・・・・・	20
6 公立高等学校の受検料等の額・・・・・・・・	21
7 公立高等学校の就学支援金制度の概要・・・・・・・・	22
8 高校生の就学援助制度の概要・・・・・・・・	23
9 私立高等学校等の学費支援制度等について・・・・・・・・	25

Ⅰ 高等学校の種類と学習内容

高等学校には、どのような種類がありますか。

公立、私立の違い

神奈川県内の高等学校は、設置者により公立と私立があります。公立は県や市が設置者となります。私立は民間の学校法人が設置者です。



公立と私立では、教育方針や費用など、様々な違いがあります。

各校で特色ある高校づくりが進められているので、よく調べて選びましょう。

課程の違い

学習時間や学習方法などの違いで、次の3つの「課程」に分かれています。

課 程	特 徴
全日制	中学校と同じように午前から午後まで1日約5時間から7時間の授業を受けて、3年間の中で学び、卒業することを基本としています。
定時制	夜間・その他特別な時間（午前または午後など）に学習します。多くの高校では、通常の授業時間を 17 時 30 分ごろから 21 時ごろまでとしています。修業年限（卒業までにかかる年数）は4年間を基本としますが、3年間で卒業できる仕組みもあります。
通信制	全日制高校や定時制高校では、学校での授業を中心に学習を進めていきます。これに対して、通信制高校では、レポート（報告課題）、スクーリング（面接指導）が学習の中心にあり、成果をテスト（試験）で確認します。学習内容は全日制と同じです。修業年限は3年以上です。毎日登校してきめ細かな指導を受けたり、オンライン学習を活用したりして学ぶこともできる県立横浜修悠館 ^{しゅうゆうかん} 高等学校と、全日制、定時制を併置している県立厚木清南高等学校があります。

■学年制と単位制の違い

学年制では、中学校と同じように1年ごとに進級していきます。単位制では、学年の区分がなく、必要な単位数を修得することで卒業できます。単位というのは、一定の学習量を表すもので、50分授業の場合は1年間に標準で35回受けることで1単位と数えます。

I 全日制

主に平日の昼間に学習します。

I 普通科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語(英語)、家庭、情報などといった共通教科の科目を中心に学習します。また、学校行事を充実させたり、体験学習を積極的に取り入れたりして多彩な教育活動を展開しています。さらに、単位制普通科、フレキシブルスクール、クリエイティブスクールなど、一人ひとりの学習希望や進路希望に応じた学校もあります。

◇学年制普通科

ほとんどの科目についてクラス単位で学びます。

○クリエイティブスクール

学習への意欲を高め、「わかる授業」の展開や「実体験からの学び」を推進するため、1クラス 30 人以下での展開等の新たなしくみを導入しています。入学者選抜では将来を切り開くために意欲的に学校生活を送ろうとする意志を重視した選考を行います。

○インクルーシブ教育実践推進校

すべての生徒がともに学ぶ経験を通して、互いに認め合い、多様性を尊重する態度を養ったり、互いの良さを生かして協働する力を育んだりしながら成長することを目指しています。入学者選抜では知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するための特別募集を行っています。

◇単位制普通科

県立高校の単位制には、生徒自らが時間割を組み立てる学校と年次ごとの学びが中心となる学校があります。

○フレキシブルスクール

単位制のしくみを生かし、一人ひとりの生活スタイルや学習ペースに応じた学習ができます。1日 12 時限の授業展開から、午前・午後・夜間それぞれの時間帯から選択できる柔軟なシステムです。

2 専門学科

必要な専門的知識・技術の基本を身に付けるため、専門科目を 25 単位以上学習します。また、専門的な学習をとおして、さまざまな資格取得をめざすこともできます。専門学科には、農業・工業・商業・水産・家庭・看護(令和7年度から募集停止)・福祉などに関する分野があり、さらに、それぞれ小さな学科があります。

3 総合学科

共通教科の科目と専門科目の両分野にわたって、特色ある科目が設置され、その中から自分で学習計画をたて、科目を選択して学びます。総合学科高校は、単位制の学校です。原則として全員が入学年次に「産業社会と人間」という科目を学びます。この科目では、体験学習などを通じて、自分の個性・適性を発見し、将来の進路や生き方について考えたり、学習の仕方を学んだりすることができます。

II 定時制

定時制では働きながら学ぶ生徒だけでなく、さまざまな生徒が学んでいます。生徒一人ひとりの興味・関心や学ぶ目的に応じた学習ができるよう、柔軟に対応します。

夜間・その他特別な時間(午前または午後など)に学習します。多くの高校では、通常の授業時間を 17 時 30 分ごろから 21 時ごろまでとしています。生徒会活動、ホームルームもあります。部活動は主に放課後に 1 時間程度行います。

III 通信制

全日制高校や定時制高校では、学校での授業を中心に学習を進めていきます。これに対して、通信制高校では、レポート(報告課題)、スクーリング(面接指導)が学習の中心にあり、成果をテスト(試験)で確認します。学習内容は全日制と同じです。修業年限は3年以上です。

通級による指導

通常の学級に在籍して、大部分の授業を通常の学級で受けつつ、一部について障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別の指導を受けます。

学習の方法は？

定時制には、学びの形態によって、次のものがあります。

夜間

午後5時30分ごろに授業が始まり、午後9時ごろまで4時限の授業を受け、その後、部活動などに参加することができます。（授業時間帯を広げている高校もあります。）

特別の時間 フレキシブルスクール（県立川崎高校、県立厚木清南高校）

午後から夜間の時間帯を中心とした幅広い時間帯を活用して授業を行います。

多部制（県立横浜明朋高校、県立相模向陽館高校）

午前・午後の2つの時間帯で授業を展開しています。

三部制（横浜市立横浜総合高校）

午前・午後・夜間の3つの時間帯で授業を展開しています。

昼間部（川崎市立川崎高校）

午後の時間帯で授業を展開しています。

生徒会などの特別活動や部活動

- ・生徒会やホームルーム、部活動もあります。
- ・部活動は、主に放課後に1時間程度行います。
- ・全日制と一緒に文化祭を実施する高校もあります。

学習の内容は、全日制と同じです。卒業時に与えられる資格は、全日制と同じです。

また、通信制での学習成果を単位として認める高校もあります。

必要な費用は？

区 分	県 立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
受 検 料	950 円	650 円	950 円	950 円
入 学 料	2,100 円	1,200 円	2,100 円	2,100 円
授 業 料	年額 32,400 円	年額 32,400 円	年額 32,400 円	年額 32,400 円

（注：令和8年5月1日現在）

上記の費用のほかに、生徒会費、PTA会費、教育振興費、学年費や体育着、上履き、体育館履き、教科書などの購入のための費用、修学旅行の積立金なども必要になります。ただし、高校ごとに必要な費用、内容は異なります。なお、教科書購入のための費用は条件を満たせば還付請求ができる制度があります（令和8年度現在）。また、受検料・入学料の減免や授業料の負担をなくす制度、奨学金の制度があります。詳しくは、各高校にお問い合わせください。

※ 受検料・入学料は、県立、市立ではそれぞれ名称が異なります。

卒業するには？

卒業に必要な修得単位数は74単位以上で、各高校で定められており、4年かけて卒業します。卒業時に与えられる資格は、全日制や通信制と同じです。また、通常の授業に加え選択授業を受けることや、技能審査や高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定などにより、一定の条件を満たせば、3年で卒業できる高校もあります*。

その他

所得税の勤労学生控除が認められています。

*（一定の条件を満たせば） 3年で卒業できる高校

〔県 立〕

横浜翠嵐*1、希望ヶ丘、横須賀、追浜、茅ヶ崎*1、伊勢原*1、津久井、神奈川工業、小田原北、川崎、湘南、高浜、小田原、厚木清南、横浜明朋、相模向陽館、磯子工業*1、向の岡工業*1、神奈川総合産業、秦野総合*1

〔横浜市立〕横浜総合

〔川崎市立〕川崎、橘、高津

〔横須賀市立〕横須賀総合

*1の高校は、令和8年度から募集を停止しました。

学習の方法は？

通信制高校の学習

レポート(添削指導)、スクーリング(面接指導)および試験が通信制の学習を理解するための3つのキーワードです。

レポート

添削指導を受けるための課題です。科目ごとに通数が決められていて、教員による添削後、返送されます。

スクーリング

登校して先生から直接指導を受けます。日曜スクーリングのほかに、夏季スクーリングや平日講座を設けているところもあります。

試験

決められた回数のレポートやスクーリングを終えると、受験できます。試験に合格すると、単位の修得が認定されます。

県立横浜修悠館高校の特色

- ・通信制の単独校
- ・月曜日から木曜日までの平日の昼間に登校して、きめ細かな指導を受けながら学習する「平日講座」
- ・日曜に登校して学習する「日曜講座」
- ・レポートはオンライン上で提出・添削
- ・単位制の仕組みを生かし、興味・関心、進路希望などに応じた自分だけの履修計画を作成
- ・多彩な選択科目

県立厚木清南高校の特色

- ・全日制、定時制、通信制を一体化して展開するフレキシブルスクール
- ・自学自習を基本とする学び
- ・日曜スクーリングと教科スクーリング(火曜実施)を中心に学習
- ・春季基礎スクーリング(4月)、夏季・冬季スクーリング(8月・1月)、夜間スクーリングを開講
- ・学習相談の日を設定(毎週木曜日午後)
- ・試験は、日曜日や平日に年間14日間程度設定

必要な費用は？

受検料および入学料は無料です。入学時の学費として、受講料、諸会費、教科書・学習書費、補助教材費などがあります。ただし、必要な費用については、高校ごとに異なります。

なお、教科書・学習書費は条件を満たせば還付請求ができる制度があります(令和8年度現在)。また、奨学金の制度があります。詳しくは、各高校にお問い合わせください。

卒業するには？

修業年限は3年以上、最低修得単位数は74単位です。

卒業時に与えられる資格は、全日制や定時制と同じです。

その他

- 学習する際に託児を希望する場合は、各高校にご相談ください。
- 所得税の勤労学生控除が認められています。
- 自宅と高校間の通学に際して、鉄道運賃の割引があります。(割引率は鉄道会社によって異なるので、詳細は各鉄道会社にお問い合わせください。)

いろいろなタイプの定時制・通信制

学ぶ内容・学びの仕組みの違ういろいろなタイプの高校があります。

普通科

☆ ほとんどの科目についてクラス単位で学び、1学年ずつ進級していきます。

県立横浜翠嵐高校（定時制）＊1	県立希望ヶ丘高校（定時制）	県立横須賀高校（定時制）
県立追浜高校（定時制）	県立茅ヶ崎高校（定時制）＊1	県立伊勢原高校（定時制）＊1
県立津久井高校（定時制）	横浜市立戸塚高校（定時制）	川崎市立川崎高校（昼間部定時制）
川崎市立橘高校（定時制）	川崎市立高津高校（定時制）	

単位制による普通科

☆ 学年の区分がなく自分で時間割を設定でき普通科目を中心に幅広い分野の選択科目を学びます。

県立神奈川工業高校（定時制）＊2	県立湘南高校（定時制）	県立高浜高校（定時制）
県立小田原高校（定時制）	県立神奈川総合産業高校（定時制）＊3	
県立横浜明朋高校（多部制定時制）	県立相模向陽館高校（多部制定時制）	
県立横浜修悠館高校（通信制単独校）		

フレキシブルスクール

☆ 自分の生活スタイルや学習ペースに合わせて午前・午後・夜間それぞれの時間帯から選択して授業が受けられます。

県立川崎高校（定時制）	県立厚木清南高校（定時制・通信制）
-------------	-------------------

専門学科

☆ 専門性の高い科目（専門科目）を普通科や総合学科に比べて多く学び、将来のスペシャリストをめざします。

県立神奈川工業高校（定時制）＊2	県立小田原北高校（定時制）
川崎市立川崎総合科学高校（定時制）	

総合学科

☆ 単位制の仕組みにより普通科の内容と専門学科の内容を主体的に選択し学習します。

県立磯子工業高校（定時制）＊1	県立向の岡工業高校（定時制）＊1
県立秦野総合高校（定時制）＊1	県立神奈川総合産業高校（定時制）＊3
横浜市立横浜総合高校（三部制定時制）	横須賀市立横須賀総合高校（定時制）

- ＊1 県立横浜翠嵐高校、県立茅ヶ崎高校、県立伊勢原高校、県立磯子工業高校、県立向の岡工業高校および県立秦野総合高校は、令和8年度から募集を停止しました。
- ＊2 県立神奈川工業高校は、学科改編により、令和8年度から専門学科（学年制）の募集を停止し、新たに単位制普通科および単位制専門学科の募集を行っています。
- ＊3 県立神奈川総合産業高校は、学科改編により、令和8年度から単位制総合学科の募集を停止し、新たに単位制普通科の募集を行っています。

公立高校定時制の課程・通信制の課程の設置校

【定時制の課程（単位制を除く。）】

1 普通科

学 校 名	学 科 等	所 在 地	電 話
県立横浜翠嵐（夜間）＊１	普通科	横浜市神奈川区三ツ沢南町１-１	(045) 311-5825
県立希望ヶ丘（夜間）	普通科	横浜市旭区南希望が丘79-1	(045) 361-5880
県立横須賀（夜間）	普通科	横須賀市公郷町3-109	(046) 851-0498
県立追浜（夜間）	普通科	横須賀市夏島町13	(046) 865-6912
県立茅ヶ崎（夜間）＊１	普通科	茅ヶ崎市本村3-4-1	(0467) 54-1922
県立伊勢原（夜間）＊１	普通科	伊勢原市田中1008-3	(0463) 95-5968
県立津久井（夜間）	普通科	相模原市緑区三ケ木272-1	(042) 784-7368
横浜市立戸塚（夜間）	普通科	横浜市戸塚区汲沢2-27-1	(045) 871-0301
川崎市立川崎（昼間部）	普通科（昼間部）	川崎市川崎区中島3-3-1	(044) 244-4981
川崎市立橘（夜間）	普通科	川崎市中原区中丸子562	(044) 411-2640
川崎市立高津（夜間）	普通科	川崎市高津区久本3-11-1	(044) 811-2555

2 工業に関する学科

学 校 名	学 科	所 在 地	電 話
県立神奈川工業（夜間）＊２	機械科、建設科、電気科	横浜市神奈川区平川町19-1	(045) 491-9443
県立小田原北	機械科・電気科（２学科を合わせて募集）	小田原市栢山200	(0465) 36-0142
川崎市立川崎総合科学（夜間）	クリエイト工学科	川崎市幸区小向仲野町5-1	(044) 511-7336

3 商業に関する学科

学 校 名	学 科	所 在 地	電 話
川崎市立川崎総合科学（夜間）	商業科	川崎市幸区小向仲野町5-1	(044) 511-7336

【単位制による定時制の課程】

1 普通科

学 校 名	学 科 等	所 在 地	電 話
県立神奈川工業（夜間）＊２	普通科	横浜市神奈川区平川町19-1	(045) 491-9443
県立川崎（特別の時間）	普通科	川崎市川崎区渡田山王町22-6	(044) 344-6857
県立湘南（夜間）	普通科	藤沢市鶴沼神明5-6-10	(0466) 26-8141
県立高浜（夜間）	普通科	平塚市高浜台8-1	(0463) 21-2352
県立小田原（夜間）	普通科	小田原市城山3-26-1	(0465) 23-1063
県立厚木清南（特別の時間）	普通科	厚木市岡田1-12-1	(046) 228-1608
県立神奈川総合産業（夜間）＊３	普通科	相模原市南区文京1-11-1	(042) 742-6111
県立横浜明朋（多部制）	普通科 午前部（一般募集、特別募集） 午後部（一般募集、特別募集）	横浜市港南区港南台9-18-1	(045) 836-1680
県立相模向陽館（多部制）	普通科 午前部（一般募集、特別募集） 午後部（一般募集、特別募集）	座間市ひばりが丘3-58-1	(046) 298-3455

2 工業に関する学科

学 校 名	学 科	所 在 地	電 話
県立神奈川工業（夜間）＊２	機械科、電気科、建設科	横浜市神奈川区平川町19-1	(045) 491-9443

3 総合学科

学 校 名	学 科 等	所 在 地	電 話
県立磯子工業（夜間）＊１	総合学科	横浜市磯子区森5-24-1	(045) 761-1451
県立向の岡工業（夜間）＊１	総合学科	川崎市多摩区堰1-28-1	(044) 833-6544
県立神奈川総合産業（夜間）＊３	総合学科	相模原市南区文京1-11-1	(042) 742-6111
県立秦野総合（夜間）＊１	総合学科	秦野市南が丘1-4-1	(0463) 82-1434
横浜市立横浜総合（三部制）	総合学科Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部	横浜市南区大岡2-29-1	(045) 744-1900
横須賀市立横須賀総合（夜間）	総合学科	横須賀市久里浜6-1-1	(046) 833-4074

【単位制による通信制の課程】

学 校 名	学 科	所 在 地	電 話
県立横浜修悠館	普通科	横浜市泉区和泉町2563	(045) 800-3711
県立厚木清南	普通科	厚木市岡田1-12-1	(046) 228-5385

- ＊１ 県立横浜翠嵐高校、県立茅ヶ崎高校、県立伊勢原高校、県立磯子工業高校、県立向の岡工業高校および県立秦野総合高校は、令和８年度から募集を停止しました。
- ＊２ 県立神奈川工業高校は、学科改編により、令和８年度から専門学科（学年制）の募集を停止し、新たに単位制普通科および単位制専門学科の募集を行っています。
- ＊３ 県立神奈川総合産業高校は、学科改編により、令和８年度から単位制総合学科の募集を停止し、新たに単位制普通科の募集を行っています。

問合せ先・相談先

◇ 定時制・通信制への転入学・編入学については、次の問合せ先にご連絡ください。

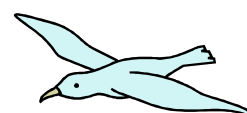
- 県外高校生の県内への転居・転勤による、定時制・通信制への転入学・編入学を希望する方からの問合せ
- 高校を中途退学され、定時制・通信制への編入学を希望する方からの問合せ

問合せ先	所在地	電話番号	相談日・時間
転編入学情報センター	横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6階	(045) 210-8234 (045) 210-8235 (直通)	月曜日～金曜日 (土、日、休日および12/29～1/3を除く。) 午前8時30分～午後5時00分

◇ 学習・発達・不登校など、教育全般については、次の相談先をご利用ください。

相談先	所在地	電話番号	相談日・時間
県立総合教育センター 教育相談センター	藤沢市善行7-1-1	【総合教育相談】 (0466) 81-0185 【発達教育相談】 (0466) 84-2210 【不登校ほっとライン】 (0466) 81-0185	月曜日～金曜日 (土、日、休日および12/29～1/3を除く。) 午前8時45分～午後4時45分

※ ご相談の内容によって、来所しての相談をお勧めすることがあります。



◆ 上記の問合せ先・相談先以外でも問合せに応じています。

問合せは、定時制・通信制を設置している各高校（7ページ参照）または各教育委員会（下記参照）へ

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課

電話 (045) 210-8084 (直通)

横浜市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

電話 (045) 671-3272 (直通)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課

電話 (044) 200-3243 (直通)

横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課

電話 (046) 822-8479 (直通)

2. 神奈川県公立高等学校入学者選抜の概要

志願資格

※それぞれの課程において、次の①、②の両方を満たす必要があります。

全日制

- ①平成24年4月1日以前に出生し、令和9年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込みの人(これに準ずると認められた人を含む。)
- ②志願者とその保護者が神奈川県内に住んでいる人
※令和9年4月1日までに神奈川県内に転居予定の人は、事前に神奈川県教育委員会教育長の承認を受ける必要があります。

定時制 通信制

- ①平成24年4月1日以前に出生し、令和9年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込みの人(これに準ずると認められた人を含む。)
- ②志願者が神奈川県内に住んでいるか、勤務地が神奈川県内にある人
※令和9年4月1日までに神奈川県内に転居予定または神奈川県内で勤務予定の人は、事前に神奈川県教育委員会教育長の承認を受ける必要があります。

選抜の機会

I 共通選抜

	全日制	定時制(夜間以外)	定時制(夜間)	通信制
募集人員	募集定員の 100%		募集定員の 80%	
志願	● インターネット出願システムを利用して手続 ● 一つの課程・学科・コース等に志願(志願変更が可能)			
共通の検査	学力検査 (原則 5 教科)	学力検査 (原則 3 教科(英・国・数))		作文
特色検査	実技検査・自己表現検査・面接を実施する場合があります。			

※一部の高等学校では、学力検査の教科数が異なる場合があります。特色検査の実施の有無を含め、詳細は「募集案内Ⅱ」の選考基準を確認してください。

※学力検査の外国語(英語)において、リスニングテストを実施します。

※クリエイティブスクール(県立釜利谷高等学校、県立横須賀南高等学校の普通科、県立小田原北高等学校の普通科、県立大和東高等学校および県立青葉総合高等学校)では、学力検査を行いません。

※追検査については、「募集案内Ⅱ」を確認してください。

選考

【第1次選考】募集人員の90%まで、次のとおり算出したS1値を用いて選考します。

$$S1 = (a \times f) + (b \times g)$$

$S1 = (a \times f) + (b \times g) + (d \times i)$: 特色検査を実施した場合

a : 調査書の評定(100点換算値) f、g、i は各高等学校で定めた比率

b : 学力検査の結果(100点換算値) ※ $f + g = 10$ (f、g は2以上の整数)

d : 特色検査の結果(100点換算値) i は1以上5以下の整数

【第2次選考】残りの募集人員に達するまで、次のとおり算出したS2値を用いて選考します。

$$S2 = (b \times g) + (c \times h)$$

$S2 = (b \times g) + (c \times h) + (d \times i)$: 特色検査を実施した場合

c : 調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、評価Aは3点、評価Bは2点、評価Cは1点に換算した結果(100点換算値)

g、h、i は各高等学校で定めた比率(第1次選考とは異なる。)

※ $g + h = 10$ (g、h は2以上の整数)

i は1以上5以下の整数

調査書と実施した検査の結果をもとに、総合的に選考します。

※クリエイティブスクールでは、調査書の評定は使わず、観点別学習状況の評価を活用します。

※県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校では、調査書の評定は使わず、必要に応じて観点別学習状況の評価を活用し、総合的に選考します。

※県立横浜国際高等学校では、選考方法が異なります。詳細は「募集案内Ⅱ」の選考基準を確認してください。



	全日制	定時制(夜間以外)	定時制(夜間)	通信制
実施の選抜	二次募集(欠員がある場合のみ)		定通分割選抜	
募集人員	共通選抜の欠員数		募集定員の20% (共通選抜の欠員数も加える)	
志願	● 紙による出願(願書を直接提出) ● 一つの課程・学科・コース等に志願(志願変更が可能)		● 紙による出願(願書を直接提出) ● 一つの課程・学科等に志願(志願変更が可能)	
共通の検査	学力検査 (3教科(英・国・数))		学力検査 (3教科(英・国・数))	作文
特色検査	面接を実施する場合があります。		実技検査・自己表現検査・面接を実施する場合があります。	
選考	調査書と実施した検査の結果をもとに、総合的に選考します。		共通選抜の第1次選考と同様に定められた数値を算出し、選考します。	調査書と実施した検査の結果をもとに、総合的に選考します。

特別募集等

※共通選抜と同じ日程で実施します。(海外帰国生徒特別募集(後期募集)を除く。)
 ※それぞれの募集において、志願資格は、次の①、②の両方を満たす必要があります。
 ※実施校および選考については、「募集案内Ⅱ」の選考基準を確認してください。

海外帰国生徒特別募集

志願資格

- ① 全日制の課程の志願資格を満たしている人
- ② 日本国籍を有し、保護者に伴って、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和6年3月1日以降の人(県立神奈川総合高等学校の後期募集の場合は、日本国籍を有し、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和6年9月1日以降の人)

検査

学力検査(外国語(英語)、国語、数学)、作文および面接
 ※県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースにおいては、特色検査(自己表現検査)を実施します。

在県外国人等特別募集

志願資格

- ① 実施校それぞれの課程の志願資格を満たしている人
- ② 外国の国籍を有する人(難民と認定された人を含む。)または日本国籍を取得して6年以内の人で、いずれの場合も、入国後の在留期間が通算で6年以内の人(令和9年2月1日現在)
 ※日本における学齢期以降(小学校第1学年以降)で計算します。

検査

学力検査(外国語(英語)、国語、数学)および面接

インクルーシブ教育実践推進校特別募集

志願資格

- ① 全日制の課程の志願資格を満たしている人
- ② 知的障害のある人で、高等学校での学習や生活について理解し、入学意欲のある人

検査

面接

中途退学者募集

志願資格

- ① 全日制の課程の志願資格を満たしている人
- ② 高等学校等に1年以上在籍した後に中途退学した人で、当該高等学校等の修得単位がある人

検査

学力検査(外国語(英語)、国語、数学)、作文および面接

連携型中高一貫教育校連携募集

志願資格

- ① 全日制の課程の志願資格を満たしている人
- ② 在籍する連携型中学校長の推薦を得た人
 ※県立愛川高等学校との連携校：愛川町立の各中学校
 ※県立光陵高等学校との連携校：横浜国立大学附属横浜中学校

※別科の志願資格については、実施要領を確認してください。



入学者選抜の流れ

2月に行う検査（共通選抜、特別募集等）
＜インターネット出願＞

課程の 区分	募集の区分	志願資格 確認期間	募集 期間	志願変更 期間	検査日	合格 発表
全 日 制	【一般募集】 【インクルーシブ教育実践 推進校特別募集】	※志願予定先の高 等学校窓口で手 続をします。	【志 願 情 報 申 請 期 間】 1月25日（月） ～ 2月8日（月）	【中 学 校 長 承 認 期 間】 2月4日（木） ～ 2月9日（火）	【学力検査】 2月16日（火） 【特色検査】 2月16日（火） 17日（水） 18日（木） ※特色検査は、この日程の中から 各高等学校が検査日を指定しま す。 ※クリエイティブスクールでは、 学力検査を行わず、共通の検査 として特色検査（面接）を実施し ます。 ※一部の学校で、2月19日（金） に特色検査を実施する場合があ ります。 ※追検査については、「募集案内 Ⅱ」を確認してください。	2月26日（金）9時 ※当日、合格者は、合格した高等学校の窓口に行き、合格通知書および各種書類を受け取ります。 （時間の詳細は、各高等学校から案内されます。）
	【連携募集】					
	【海外帰国生徒特別募集】 【在県外国人等特別募集】 【中途退学者募集】	1月6日（水） ～15日（金）				
定 時 制	【一般募集】 ・県立横浜明朋高等学校 ・県立川崎高等学校 ・県立厚木清南高等学校 ・県立相模向陽館高等学校 ・横浜市立横浜総合高等学校 ・川崎市立川崎高等学校		※この期間に志願の取消しはできません。	※異なる課程間でも、一回に限り志願変更ができます。 ※連携募集は、志願変更ができません。		
	【在県外国人等特別募集】	1月6日（水） ～15日（金）				
	【一般募集】					
通 信 制	【一般募集】 ・県立横浜修悠館高等学校 ・県立厚木清南高等学校				【作文】 2月16日（火） 17日（水） 18日（木） ※この日程の中から各高等学校 が検査日を指定します。	
	横浜市立 横浜商業高等学校（別科）		募集期間 【志願情報申請期間】 1月25日（月）～2月8日（月） 【中学校長承認期間】 1月25日（月）～2月9日（火） ※志願変更はできません。		【学力検査】 2月16日（火） 【面接】 2月17日（水）、18日（木） ※面接は、この日程の中から高等 学校が検査日を指定します。	

※志願手続の詳細については、志願のてびき(11月末頃発行予定)を確認してください。



二次募集 (共通選抜、インクルーシブ教育実践推進校特別募集)

<紙による出願>

募集期間	志願変更期間	検査日	合格発表
3月2日(火)～3日(水) ※受付時間は、課程等によって異なります。	3月4日(木)～5日(金) ※二次募集実施校間で、一回に限り志願変更ができます。 ※受付時間は、課程等によって異なります。	[学力検査] 3月9日(火) ※特色検査(面接)を実施する場合があります。 ※クリエイティブスクールでは、学力検査を行わず、特色検査(面接)を実施します。	3月12日(金) ※発表の時間は、課程等によって異なります。 ※合格発表は、各高等学校の窓口で実施します。

入学手続、入学予定者説明会等、合格発表後の日程については、各高等学校で定めていますので、各高等学校にお問い合わせください。

共通選抜二次募集と定通分割選抜は、両方に志願することができます。また、インクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集と定通分割選抜についても、両方に志願することができます。

二次募集と定通分割選抜は、志願時において、令和9年度国・公・私立高等学校(高等専門学校を含む。)または特別支援学校に合格している人(入学手続をしていない場合も含む。)は志願できません。

なお、二次募集は、欠員があった場合に必要に応じて実施する募集です。

※連携募集、海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集、中途退学者募集および別科では、二次募集は実施しません。

定通分割選抜 <紙による出願>

募集期間	志願変更日	検査日	合格発表
3月4日(木)～5日(金)	3月8日(月) ※異なる課程間でも、一回に限り志願変更ができます。	[学力検査] 3月15日(月) [特色検査] 3月15日(月) 16日(火) ※特色検査は、この日程の中から各高等学校が検査日を指定します。 [作文] 3月15日(月) 16日(火) ※この日程の中から各高等学校が検査日を指定します。	3月19日(金) ※発表の時間は、課程によって異なります。 ※合格発表は、各高等学校の窓口で実施します。

後期募集 <紙による出願>

募集期間	検査日	合格発表
【海外帰国生徒特別募集】 ・県立神奈川総合高等学校 7月23日(金)～27日(火)	[学力検査等] 7月29日(木)	8月3日(火)

インターネット出願

2月に行う検査(共通選抜、特別募集等)では、インターネット出願システムによる手続となります。実際の操作については、「出願サイト簡易マニュアル」(11月頃発行予定)を確認してください。

募集期間前

STEP 1

・担任の先生から志願者アカウント作成のための案内プリントを受け取り、志願者アカウントを作成します。

STEP 2

・作成した志願者アカウントでログインし、志願情報の下書き保存をしておきます。(下書き保存をしなくても志願は可能です。)

志願情報申請期間

STEP 3

・志願情報を入力、申請します。
・受検料を納付します。(クレジットカード、コンビニ/ペイジー)

志願変更情報申請期間

STEP 4

(志願変更をする場合)

・担任の先生に志願変更を申し出ます。
・志願変更先の情報を入力、申請します。
・必要に応じて、受検料を納付します。(クレジットカード、コンビニ/ペイジー)

検査日前

STEP 5

・受検票を印刷し、検査当日に持参します。

合格発表日

STEP 6

・合否結果を確認します。

STEP 7

・高等学校からの案内(合格発表当日に受け取ります。)にしたがって、入学料を納付します。(クレジットカード、コンビニ/ペイジー)

定通分割選抜の志願手続

3月に行う定通分割選抜では、紙による手続となります。次の書類等を期日までに志願先の高校へ提出してください。

- (1) 入学願書(所定の様式に記入し、中学校長の証明を得たもの)
 - (2) 申請書、面接シート等(該当する人のみ提出)
 - (3) ・受検料(県立、川崎市立および横須賀市立の高校)
・受検料の収入済証明書または受検料(横浜市立の高校)
(県立、川崎市立および横須賀市立の高校:950円、横浜市立の高校:650円[令和8年度現在])
- その他、調査書は、中学校から志願先の高校に提出されます。

※ 通信制は、受検料の納付は不要です。

※ 18歳以上(令和9年4月1日現在)の人は、調査書を提出する必要はありません。

※ 定通分割選抜の受検料は、横浜市立の高校に志願する場合、原則として、納付書により事前に横浜市の指定する金融機関等に納付してください。

※ 定通分割選抜の願書および面接シートは神奈川県教育委員会のホームページよりダウンロードして印刷してください。その他の必要書類は、在籍(出身)中学校または志願先の高校で入手してください。

※ 県立相模向陽館高校では、資料の整わない受検者に配慮した選考を行いますので、長期欠席者であっても、「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」等(第7~9号様式)の提出の必要はありません。

長期の欠席について病気など特別な事情を有する志願者の取扱い
(資料の整わない者としての選考)を希望する志願者の方へ

神奈川県公立高等学校の入学者選抜では、特別の事情により長期の欠席があった志願者につきましては、志願者の申請により、「資料の整わない者」の取扱いになります。

- 「資料の整わない者」としての取扱い
選考に当たり、調査書の各教科の学習の記録欄の記載内容については、申請書の「希望する取扱い」に基づいて扱い、総合的な選考をします。

この取扱いを受けるには、志願者本人の申請が必要です。

1 対象となるための要件

この取扱いの対象となるためには、次の二つの要件を満たしている必要があります。

- (1) 長期の欠席について病気などの特別な事情があること。
- (2) 第2学年、第3学年のいずれかの学年、または両方の学年において、欠席日数等(※)が出席しなければならない日数の3分の1以上であること。

$$\frac{\text{出席しなければ}\quad\quad\quad}{\text{ならない日数}} \times \frac{1}{3} \leq \text{欠席日数等(※)}$$

※ 教育支援センターや民間教育施設等での指導を受け、出席扱いとなった日数も考慮します。
詳しくは、中学校の先生に相談してください。

2 申請の方法

次の書類を【2月に行う検査】では、調査書と同封して、志願先の高等学校に中学校が提出してください。【3月以降に行う検査】では、願書と一緒に、志願先の高等学校に提出してください。

- (1) 「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」(第7号様式)
- (2) 「欠席状況証明書」(第8号様式)(中学校長が交付します。)
- (3) 「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」(第9号様式)

※ 第7号様式、第8号様式及び第9号様式は、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>



3 提出する書類について

- (1) 「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」(第7号様式)

記入は、志願者・保護者の方が行ってください。

長期欠席の理由欄には、長期欠席をするに至った特別の事情を、簡潔に記入してください。

記入例：病気、けが、体調不良、家庭の事情、友人関係等の不調等

- (2) 「欠席状況証明書」(第8号様式)

中学校の先生に申し出て、交付を受けてください。

交付された「欠席状況証明書」は開封せず、そのまま、志願先の高等学校に提出してください。

- (3) 「長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書」(第9号様式)

記入は、志願者・保護者の方が行ってください。

希望する取扱いに○をして提出してください。

4 注意事項

- (1) 前記1の要件に該当しない場合には、申請されても、この取扱いは適用されません。
- (2) 上記の申請書は、選抜資料となるものではなく、また、特別枠を設けるなどの措置を伴うものではありません。
- (3) 県立相模向陽館高等学校では、長期欠席者に配慮した選考を行うため、申請を要しません。(申請されても受付はしません。)

長期の欠席を理由とする選抜方法申請書

令和 年 月 日

立 高等学校長

フリガナ
志願者氏名

保護者氏名

私は、 のため長期の欠席をしましたので、神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領に規定する取扱いについて、長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）及び欠席状況証明書（第8号様式）を添えて申請します。

※ 長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）及び欠席状況証明書（第8号様式）とともに、志願先の高等学校に提出すること。

..... キ リ ト リ

欠 席 状 況 証 明 書

フリガナ
生徒氏名

生年月日 平成 年 月 日

上記の本校在学（出身）の者の欠席の状況は、次のとおりであることを証明します。

学年	出席しなければ ならない日数	欠席日数
2		
3		

令和 年 月 日

中学校名

電話番号

校長氏名



- (注) 1 第3学年の欠席の状況については、12月末までの日数を記入すること。ただし、過年度卒業者については生徒指導要録の転記とする。
- 2 厳封のうえ、長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第7号様式）及び長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書（第9号様式）とともに、志願先の高等学校に提出すること。

長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書

令和 年 月 日

立 高等学校長

フリガナ
志願者氏名

保護者氏名

長期の欠席を理由とする選抜方法申請書を提出するにあたり、次の取扱いを希望します。

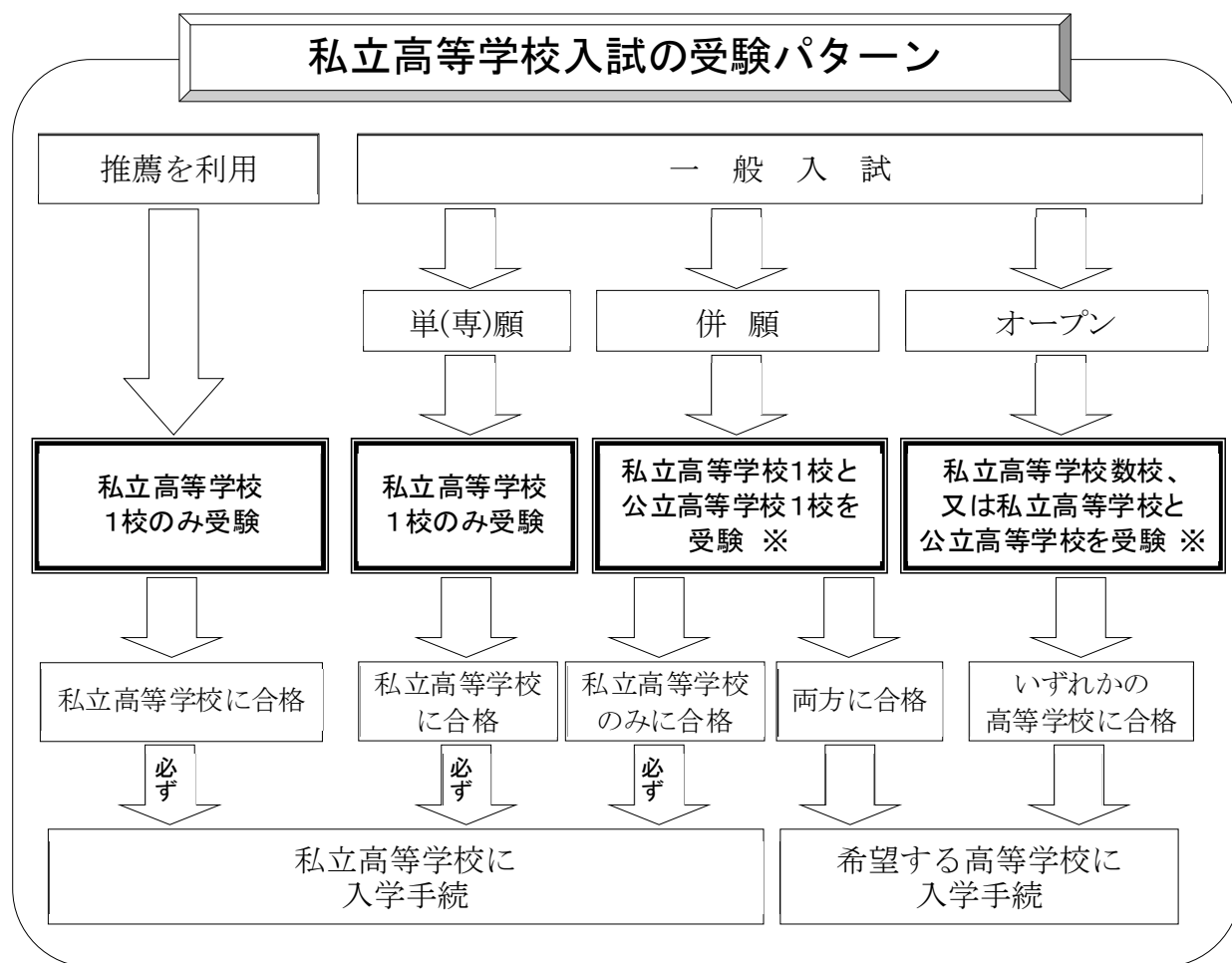
長期欠席の状況（該当する番号に○） 1 2年生で長期の欠席をしました	希望する取扱い（希望する項目の番号に○） ① 2年次の学習の記録は参考とせず、3年次の学習の記録を参考にしてください ② 2、3年次ともに参考としないでください
2 3年生で長期の欠席をしました	① 2年次の学習の記録を参考にし、3年次の学習の記録は参考にししないでください ② 2、3年次ともに参考としないでください
3 2年生、3年生で長期の欠席をしました	① 2年次の学習の記録を参考にし、3年次の学習の記録は参考にししないでください ② 2年次の学習の記録は参考とせず、3年次の学習の記録を参考にしてください ③ 2、3年次ともに参考としないでください

※ この申請書は、長期の欠席を理由とする選抜方法申請書（第7号様式）及び欠席状況証明書（第8号様式）とともに、志願先の高等学校に提出すること。

3 県内私立高等学校入学者選抜の概要

入学者の選抜方法		学力試験	受験校と併願校	試験日	入学手続日	中学校校長推薦
推薦入試	推薦	原則なし	私立1校のみ受験可	1月22日(金)以降	合格発表日以降に各高等学校が設定	必要
一般入試	単(専)願	あり	私立1校のみ受験可	2月10日(水)以降	合格発表日以降に各高等学校が設定	無
	併願	あり	私立1校のみ受験 公立共通選抜併願可		入学金以外の納入金の締切日は、公立共通選抜の合格発表の翌日(2月27日(土))以降に各高等学校が設定	無
	オープンなど	あり	私立・公立とも併願可			無

※ 上記はあくまで原則ですので、試験日、入学手続日などは、各高等学校の募集要項を確認してください。



※ 公立高等学校の受検上の注意については、募集案内Ⅱの6ページの11を参照してください。

公募を行う県内の私立高等学校一覧

所在地	学 校 名	課程 学科	男女	問 合 せ 先	所在地	学 校 名	課程 学科	男女	問 合 せ 先		
横浜市	鶴見区	白 鵬 女 子	普	女	045-581-6721	川崎市	多摩区	日 本 女 子 大 学 附 属	普	女	044-952-6711
		聖 ヨ ゼ フ 学 園	普	共	581-8808		麻生区	桐 光 学 園	普	共	987-0519
		橘 学 苑	普	共	581-0063	相模原市	中央区	麻 布 大 学 附 属	普	共	042-757-2403
		鶴 見 大 学 附 属	普	共	581-6325			南区	相 模 女 子 大 学	普	女
		法 政 大 学 国 際	普	共	571-4482		(光明学園) 相模原		普	共	778-3333
		神奈川区	横 浜 創 英	普	共		421-3121	東海大学付属相模	普	共	742-1251
	捜 真 女 学 校	普	女	491-3686	横須賀市	湘 南 学 院	普	共	046-833-3433		
	保土ヶ谷区	横 浜 清 風	普	共		731-4361	三 浦 学 苑	普・工技	共	852-0284	
		磯子区	横 浜 学 園	普		共	751-6941	神奈川歯科大学系 属 緑ヶ丘女子	普	女	822-1651
	金沢区		関 東 学 院 六 浦	普		共	781-2525	横 須 賀 学 院	普	共	822-3218
			横 浜	普	共	781-3396	平塚市	平 塚 学 園	普	共	0463-22-0137
		横 浜 創 学 館	普	共	781-0631	鎌倉市		鎌 倉 学 園	普	男	0467-22-0994
	港北区	慶 應 義 塾	普	男	566-1381		北 鎌 倉 女 子 学 園	普・音	女	22-6900	
		英 理 女 子 学 院	普	女	431-8188		鎌 倉 国 際 文 理	普	共	44-2113	
		日 本 大 学	普	共	560-2600		清 泉 女 学 院	普	女	46-3171	
		武 相	普	男	401-9042	藤沢市	鶴 沼	普	共	0466-22-4783	
		清 心 女 子	(通) 普	女	421-8864		湘南工科大学附属	普	共	34-4114	
	栄区	山 手 学 院	普	共	891-2111		日 本 大 学 藤 沢	普	共	81-0123	
	泉区	秀 英	(通) 普	共	806-2100		藤 嶺 学 園 藤 沢	普	男	23-3150	
	旭区	横 浜 商 科 大	普・ビ	共	951-2246		藤 沢 翔 陵	普・商	男	81-3456	
		星 槎	注5 (全・通) 普	共	442-8686		聖 園 女 学 院	普	女	81-3333	
		横 浜 富 士 見 丘 学 園	普	共	367-4380	小田原市	旭 丘	普・総	共	0465-24-2227	
	緑区	横 浜 翠 陵	普	共	921-0301	相 洋	普	共	22-0211		
		森 村 学 園	普	共	984-2505	茅ヶ崎市	ア レ セ イ ア 湘 南	普	共	0467-87-0132	
		瀬谷区	横 浜 隼 人	普・国	共		364-5101	逗子市	聖 和 学 院	普・英	女
	青葉区	桐 蔭 学 園	普	共	971-1411	厚木市	厚 木 中 央	(通) 普・工	共	046-221-5678	
	都筑区	中央大学附属横浜	普	共	592-0801	大和市	柏 木 学 園	普	共	046-260-9011	
	川崎市	中原区	大 西 学 園	普	共	044-722-9201	伊勢原市	向 上	普	共	0463-96-0411
			家	女	松田町			立 花 学 園	普	共	0465-83-1081
法 政 大 学 第 二		普	共	711-4321	箱根町	函 嶺 白 百 合 学 園	普	女	0460-87-6611		

この一覧は令和8年4月現在のものです。

変更になることがありますので各高等学校にお問い合わせください。

注1 県内の高等学校でも公募を行っていない高等学校は掲載していません。

注2 課程学科欄の「(通)」は通信制、「(全・通)」は全日制及び通信制、それ以外はすべて全日制です。

注3 課程学科欄の「普」は普通、「商」は商業、「国」は国際語、「家」は家庭、「音」は音楽、「工技」は工業技術、「総」は総合、「英」は英語、「工」は工業、「ビ」は総合ビジネスの各学科です。

注4 中学生の卒業後の進路としては、この一覧のほか、専修学校の高等課程などがあります。

注5 星槎高等学校については、入学資格として、教育上特別な配慮が必要であること、不登校あるいは不登校傾向にあると認められることが必要です。

募集定員・学費など

入学資格、募集定員、学納金については、各高等学校に直接お問い合わせください。

4 専修学校・各種学校などの概要

専修学校・各種学校には、どのような学校がありますか。

高等学校以外にも、家庭や職場で役立つ実践的な技能の習得や資格を習得するための学校がいろいろとあります。

1 専修学校

「専修学校」とは、専門的な技能の育成や教養の向上を図るための学校の中でも、目的や修業年限などの一定の条件を満たした学校をいいます。

専修学校には、中学校卒業程度の学力をもつ人を対象とした「高等課程」と、高校卒業程度の学力をもつ人を対象とした「専門課程」があるので、間違えないように注意しましょう。

高等課程の主な分野は右の表のとおりです。

専修学校の目的は、その専門の資格や技能を身に付けることです。そのため、専修学校を卒業しても、高校卒業の資格は得られません。そこで、さらに上級学校で技能等を伸ばすことができるように、上級の学校を受験する資格が得られる学校もあります。また、通信制高校との技能連携で、高校卒業資格を取れる学校もあります。10月くらいから募集を始めるところも多いので、取れる資格や費用なども含めて、早めに調べておくことが必要です。

分 野	特 徴
工 業	電気工事士などの資格が取得できます。
医 療	准看護師を目指します。
衛 生	調理師や美容師の免許が取得できます。
商業実務	簿記・会計関係などの資格取得を目指します。
服飾家政	ファッションの世界を目指します。
文化教養	デザイン・音楽の世界を目指します。

2 各種学校

専修学校と同じように専門知識や一般教養を身に付けるための学校で、施設などの条件が専修学校の基準とは少し違っているものを、「各種学校」と呼んでいます。

教育内容・費用なども学校によって様々で、年によっては大きく変わる場合もありますので、調べたいときには、中学校の先生に相談し、最も新しい資料によってアドバイスを受けることが大切です。

3 職業技術校

職業技術校には、工業技術、建築技術、社会サービスの各分野の様々なコースがあり、職業に役立つ技術や技能を習得できます。さらに、就職先企業の紹介を受けることができ、就職に必要な面接の仕方なども身に付けることができます。訓練期間が1年のコースの一部と6ヶ月のコースは、新規に中学校を卒業する方も申し込みができます。詳しくは、中学校の先生に相談してください。

4 その他の学校

これまで紹介したほかに、中学校卒業生を受け入れる学校としては、高等専門学校（5年制）があります。

そちらも、校数は多くないので、詳しくは、中学校の先生に相談してください。

専修学校・各種学校についての問合せ先	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 電話 045-210-3786（直通） 神奈川県専修学校各種学校協会 電話 045-312-2221
職業技術校について の問合せ先	神奈川県産業労働局労働部産業人材課 電話 045-210-5715

5 サポート校・技能連携校の概要

1 サポート校・技能連携校とは？

広域通信制高校に在籍する生徒が、レポートの提出やスクーリング（面接）及び定期試験による単位取得を容易にするために、通信制のカリキュラムにそった学習面のサポートや生活面・心理面のサポートを行う民間の教育機関です。

最終的な高卒資格を取得のための単位認定などは、通信制高校が行いますが、できるだけスムーズに単位取得ができるように、無理なくできることからスタートし、徐々にステップアップを図っているサポート校・技能連携校が多いようです。

なお、学費等については、通信制高校・サポート校・技能連携校のそれぞれの学費等が必要となります。

2 サポート校・技能連携校のタイプは？

サポート校・技能連携校の教育方針は様々ですが、基本的に一人ひとりのペースにあうよう、きめ細かな指導と多様な学校運営を心がけているのが特徴です。大学進学型や個別指導型、さらには、芸能活動型など複合的に活動しているところも多いため、自分のやりたいことや将来の目標にあったサポート校・技能連携校を選ぶ事ができます。

そのためには、サポート校・技能連携校の詳しい情報をインターネットで調べ、直接問い合せてみたり、見学に行ったりすることも進路選択には大変重要なことです。

6 受検料、就学支援金制度等について

(1) 公立高等学校の受検料等の額

I 受検料等の額について

(令和8年5月1日現在における令和9年度入学生予定額です。)

(1) 受検料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
定時制の課程	950 円	650 円	950 円	950 円
通信制の課程	無 料			

(2) 入学料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	5,650 円	5,650 円	5,650 円	5,650 円
定時制の課程	2,100 円	1,200 円	2,100 円	2,100 円
通信制の課程	無 料			

※ 経済的な理由により学費の負担が困難な方に対し、受検料、入学料の全部または一部を免除する制度があります。(次ページを参照)

(3) 授業料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円
定時制の課程	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円
通信制の課程	1 単位 350 円 (平日登校履修は 1 単位 700 円)			

※ 公立高校の場合、高等学校等就学支援金等を申請して認定となれば、授業料の負担がなくなります。(次ページを参照)

II 受検料等に関する問合せ先

受検料等については、各高等学校または下記の所属にお問い合わせください。

区 分	所 属 名	電 話 番 号
県立	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課	(045)210-8113 (直通)
横浜市立	横浜市教育委員会事務局学校教育部 学校支援・地域連携課	(045)671-3474 (直通)
川崎市立	川崎市教育委員会事務局総務部学事課	(044)200-3269 (直通)
横須賀市立	横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課	(046)822-8525 (直通)

III その他の経費について

神奈川県公立高等学校では、このほかに教科書代・副教材代・修学旅行費などの経費がかかります。

詳細については、各高等学校にお問い合わせください。

入学検定料等減免制度（県の制度）

（令和8年5月1日現在における制度であり、内容については改定する場合があります。）

県立の高等学校では、受検料、入学料の全部または一部を免除する制度があります。

免除の対象になるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①生活保護を受給されている方 ②児童福祉施設に入所されている方等 ③経済的な理由により学費の負担が困難な方 ④失職等による家計急変 ⑤災害を受けた方 ※ただし
③、④の場合は、課税証明書等による収入審査が必要となります。

○ 手続について

12月1日以降に、e-kanagawa 電子申請システムで申請してください。また、書面により申請希望の方は、12月1日以降に通学している中学校を通じて、申請書を入手してください。なお、書面での免除申請手続は、志願予定の高等学校で行います。

○ 申請期限について

免除申請手続は、受検料は募集期間開始日の前日までに、入学料は入学手続開始日の前日までに済ませてください。期限を過ぎたものについては免除することはできません。

○ 問合せ先 各高等学校の事務室 または

県教育委員会財務課財務指導グループ TEL (045)210-8113(直通)

- 横浜市立、川崎市立、横須賀市立の各高等学校でも減免制度がありますので、各市立高等学校の事務室または各市の教育委員会にお問い合わせください。

(2) 公立高等学校の就学支援金制度の概要

県立、市立共通の制度

（令和8年5月1日現在における制度です。入学する高校から、制度案内が配布されますので、ご確認ください。）

就学支援金の申請の手続をし、認定されれば授業料の負担がなくなります。

○ 対象となる方

高等学校等に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、①または②～⑤のいずれかに該当する者

- ①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 ④定住者（将来永住する意思があると認められた者） ⑤家族滞在（日本の小学校及び中学校を卒業した者で、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者）

○ 支給額

全日制：（年額）118,800円 定時制：（年額）32,400円

通信制：1単位336円

※ 生徒は授業料を納めることなく、学校が生徒に代わって就学支援金を受領し、授業料に充てます。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

※ 通信制については、受講料の納付後、年度末に還付します。

○ 手続について

入学する各高等学校で合格発表時にお知らせ等を配付します。

- ◇ 対象となる方は必ず手続をしてください。手続が行われないと授業料をご負担いただきます。

○ 問合せ先 各高等学校の事務室

または 県教育委員会財務課財務指導グループ TEL (045)210-8113(直通)

※ 手続は各高等学校で行います。

(3) 高校生の就学援助制度の概要

I 県の制度

(内容については改定する場合がありますので事前に確認してください。)

1 神奈川県奨学金（貸付け）

(1) 高等学校奨学金

- 貸付対象（次の条件に該当し、学校長が推薦する生徒）
生徒本人又は保護者が神奈川県内に住所を有し、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程）に在学する生徒
- 貸付月額
学年及び学校区分により申込みができる基本月額が異なります。

学年	学校区分	申込みができる基本月額					加算を申込んだ場合※
1 年生 (新入生に限る)	国公立	10,000円	20,000円	30,000円			—
	私立	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	—
上記以外 の生徒	国公立	10,000円	20,000円				30,000円
	私立	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円		50,000円

※ 貸付月額の加算（1年生（新入生）以外が対象）

国公立20,000円、私立40,000円では必要な学資を賄えない場合に、その事情等を記載した書類を提出することにより、基本月額に10,000円を加算することができます。

- 貸付期間 4月から3月までの1年間
- 申込方法
 - ・ 予約採用 中学3年生の時(10月末に中学校を通じてご案内します。)に予約の申込みをすることができます。(申込みの期限があります。)
 - ・ 在学採用 入学後、4月に学校を通じて手続きをします。
- 返還方法 無利息で、卒業後6か月の据置期間を経過した後、貸付期間の4倍以内の期間で返還していただきます。

(2) 短期臨時奨学金

- 高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒しして貸し付ける制度です。
- 貸付金額 120,000円
- 対象者 高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方
- 申込方法 高等学校奨学金の予約採用決定時にご案内します。
- 返還方法 入学後に応募する高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還します。

※ 問合せ先 入学した高等学校等の奨学金担当者 または
県教育委員会財務課高校奨学金グループ Tel (045)210-8251(直通)

- (1)(2)のいずれの奨学金も連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が原則2人必要になります。
- 奨学金の貸付けにあたっては選考を行いますので、必ず貸付けされるとは限りません。
- 応募要件等は変更される場合がありますので、最新の募集案内を参照してください。

2 高校生等奨学給付金（返還不要）

(1) 対象者（次のア～ウのいずれにも該当する世帯）

ア 保護者等が神奈川県内に住所を有していること。

イ 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税もしくは所得割額の合算額が182,500円未満（世帯年収約490万円）の世帯であること。

ウ 就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金受給対象である高校生等がいること。

※ 国籍・在留資格等の要件があります。

(2) 支給額（年額）

国公立 12,630円～143,700円

私立 13,030円～152,000円

※年1回の支給。

※世帯区分・学校区分及び学校の課程（全日制・定時制・通信制・専攻科）により支給額は異なります。

(3) 手続について 入学後、学校を通じて手続をします。

◆ 家計急変による経済的理由から、対象の世帯区分相当となる世帯を対象とした給付制度もあります。

※ 問合せ先 入学した高等学校等の事務室 または

＜国公立＞県教育委員会財務課高校奨学金グループ TEL (045)210-8251(直通)

＜私立＞県福祉子どもみらい局私学振興課助成グループ TEL (045)210-3793(直通)

3 母子父子寡婦福祉資金

○ 母子家庭または父子家庭で、生徒の修学等にあたり、経済的に援助を必要としている方を対象に資金の貸付けを行っています。

○ 貸付額

修学に必要な資金（修学資金）

公立 月額 27,000円以内

私立 月額 45,000円以内

（自宅外の通学は、増額貸付けが受けられます。）

入学に必要な資金（就学支度資金）

公立 150,000円以内

私立 410,000円以内

（自宅外の通学は、増額貸付けが受けられます。）

○ 問合せ先 ・市にお住まいの方は各市役所（福祉事務所）

・町村にお住まいの方は県の各保健福祉事務所 または

県福祉子どもみらい局子ども家庭課家庭福祉グループ TEL (045)210-1111(内線4671)

II 市町村の奨学金制度

市町村の奨学金制度

市町村の奨学金制度は、市町村ごとに申請締切日や年収額などの要件が異なりますので、詳細については、お住まいの市町村の教育委員会にお問い合わせください。

III その他の学費助成制度

名 称	団 体 名	問合せ先
国 の 教 育 ロ ー ン	日本政策金融公庫	教育ローンコールセンター (0570)008656 または (03)5321-8656 または日本政策金融公庫各支店
交通遺児育英会奨学金	（公財）交通遺児育英会	(0120) 521286（フリーダイヤル）
生 活 福 祉 資 金 （ 教 育 支 援 資 金 ）	（社福）神奈川県社会福祉協議会	(045)534-6082
教 育 ロ ー ン	一般市中金融機関	

(4) 私立高等学校等の学費支援制度等について

神奈川県では私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、返還不要の入学金・授業料の補助を行っています。

授業料については、県内私立高校の平均授業料 480,000 円まで、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯の方に対して県内私立高校の平均入学金 212,000 円まで支援します。

私立高等学校等…専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）を含みます。

国籍・在留資格等の要件があります。

令和 8 年 5 月 1 日時点の制度となります。

令和 8 年度の授業料・入学金補助額（年額）

		所得区分	授業料補助		入学金補助	
		令和 8 年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	① 高等学校等就学支援金(国)	② 学費補助金 (県)※2		補助上限額※4
年 収 目 安 (モ デ ル 世 帯 ※3)	生活保護世帯	令和 8 年 1 月 1 日時点で生活保護	457,200 円 (通信制 337,200 円)	+22,800 円 (通信制 142,800 円)	212,000 円	授業料：480,000 円 入学金：212,000 円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が 0 円				
	270 万円 ～750 万円未満	227,100 円未満			100,000 円	授業料：480,000 円 入学金：100,000 円
	750 万円以上	227,100 円以上				授業料：480,000 円

※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3 / 4 を乗じます。

※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※3 両親・高校生・中学生の 4 人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※4 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

①就学支援金（国の制度）……………私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

②学費補助金（県の制度）……………私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

このページの間合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ TEL (045) 210-3793 (直通)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



神奈川県 学費支援

検索